

## 宮城県議会議長表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県議会以外の者又は団体が主催する行事における優秀者等（個人又は団体）を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の主体)

第2条 この要綱に定める表彰は、議長が行う。

### (表彰の方法)

第3条 この要綱に定める表彰は、賞状を授与して行う。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認める場合は賞品を交付することができる。

### (表彰の対象)

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 県の教育、文化、芸術、スポーツ等の普及振興に寄与することを目的として開催される行事であって別に定める要件に該当するものにおいて、優秀な成績を収めた個人又は団体
- (2) その他議長が特に必要と認めるもの

### (表彰の時期)

第5条 この要綱に定める表彰は、随時行う。

### (表彰の事務)

第6条 この要綱に定める表彰の事務は、議会事務局総務課で行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。